

令和7年度 第2回

西ノ島町職員採用試験案内

(島根県町村等職員採用統一試験)

西ノ島町役場 総務課 人事職員係
〒684-0303 隠岐郡西ノ島町大字美田 600 番地 4

採用予定日 令和8年4月1日(水) ※採用日は相談に応じます。

申込期間 令和7年7月11日(金)～8月13日(水)

試験日 令和7年9月21日(日)

1. 試験の種目、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種目	試験区分	採用予定人員	職務内容
高卒程度	一般事務	3名程度	一般事務
	土木技師	2名程度	土木技師業務
資格免許職	保育士	1名程度	保育士業務
	社会福祉士	1名程度	社会福祉士業務
	保健師	2名程度	保健師業務

2. 受験資格

(1) 次の受験資格を有するものが受験できます。

試験の種目	試験区分	受験資格
高卒程度	一般事務	令和8年4月1日時点で満45歳までの人で学校教育法による高等学校を卒業、または令和8年3月末までに卒業見込みの人
	土木技師	
資格免許職	保育士	令和8年4月1日時点で満50歳までの人で、当該資格を有する人又は令和8年3月末までに資格取得見込みの人
	社会福祉士	
	保健師	

- (2) 上記(1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
- (ア) 日本の国籍を有しない人
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその刑の執行猶予の期間中の人その他その執行を受けることがなくなるまでの人
 - (ウ) 西ノ島町の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない人
 - (エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験の日時、試験地及び試験会場

【第1次試験】

- (1) 日 時 令和7年9月21日(日)
- (2) 試験会場 島根県民会館(松江市殿町158) ※詳細は別途通知します。
- (3) 試験科目 教養試験(高卒程度)、性格特性検査

【第2次試験】

- (1) 日 時 令和7年10月頃(予定)
- (2) 試験会場 松江市内(予定) ※詳細は別途通知します。

4. 試験内容

試験	試験科目	試験区分	内容
第1次試験	教養試験	全区分	公務員として必要な一般的知識について択一式による筆記試験を行います。
	性格特性検査	全区分	公務員に求められる資質について、性格特性を検査します。
第2次試験	人物試験	全区分	主として人格、性格をみる目的で個別面接を行います。

5. 受験手続

提出書類	①西ノ島町採用試験カード(※) ②西ノ島町職員採用試験申込書(※) ●必要な事項を記入し、下記のとおり郵送または持参してください。 ●申込みの際は、申込書の受験票欄は切り離さず、また、写真欄に写真は貼らないでください。(写真は、後日受験票の交付を受けた後に、試験当日までに貼ってください。)
受付期間	<u>令和7年7月11日(金)～8月13日(水) 17:00必着</u>

		●郵送の場合は余裕を持って投函してください。
提出先	郵送	「〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 600 番地 4 西ノ島町役場総務課 人事職員係」宛に郵送してください。 ●封筒の表面に「職員採用試験申込」と朱書きしてください。 ●郵便の不着には対応できません。必要に応じて簡易書留などの対策を講じてください。
	持参	西ノ島町役場総務課 人事職員係（本庁舎1階）に持参してください。
受験通知		●受験票は、すぐに交付しないで受験資格を審査し、受付締切後に郵送します。受験票が令和7年9月12日（金）までに到着しないときは、西ノ島町役場総務課まで連絡をお願いします。

※①西ノ島町採用試験カード、②西ノ島町採用試験申込書は、西ノ島町役場総務課で発行したものを受け取るか、ホームページから印刷出力できます。

6. 合格発表

西ノ島町役場前掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

7. 採 用

- (1) 「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。
- (2) 合格決定後に最終学歴卒業証明書、職歴証明書（職歴がある場合）を提出していただきます。資格免許職は、該当する資格等の写しを提出していただきます。
- (3) 合格から採用まで

合格者は、採用予定者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。従って、採用予定者名簿に登載された者すべてが採用されるとは限りません。

なお、採用予定者名簿は原則として1年間有効です。また、採用は原則として、令和8年4月1日以降となりますが、採用日は相談に応じます。

(4) 初任給

初任給は、給与条例等に基づき支給します。学校卒業後、経験年数を有する者は、それに応じて加算されます。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当が支給されます。

(5) 採用後の引越し等に係る費用の補助金等について

合格者の人は、「西ノ島町U・Iターン者就業支援金」を申請していただけます。

「西ノ島町U・Iターン者就業支援金」 （一部抜粋）

項目	対 象 者	内 容
引越経費 支援	<u>UIターン者</u> ※転入後 24 ヶ月以内に法人に週 32 時間以上勤務する職員として就労し、3 ヶ月以上継続して就労した者 ※同一世帯に支援対象者が2名以上いる場合は、1 名のみを支援対象者とする。	町内に移住し、就業しようとする方の負担を軽減するため、移住に係る費用（旅費、引っ越し費用、車両運送費、家電購入取り付け費用）に対して支援 ◎費用の合算額を上限 15 万円 ※要領収書
就労継続 支援	<u>町内にある福祉事業所に初めて従事する以下の者</u> 介護福祉士、介護支援専門員、看護師、作業療法士、理学療法士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士	町に移住し、法人に転入後 2 ヶ月以内に正規職員として就労した方を対象に就労継続支援金を助成。 ◎法人に就労した月から満 12 カ月毎に 12 万円を交付、上限 36 万円

8. その他

- (1) 受験に当たって提出して頂いた書類は返却いたしません。また試験に際しての交通費は支給しません。
- (2) 受験手続き、その他この試験につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 6 0 0 番地 4

西ノ島町役場 総務課 人事職員係

TEL 08514-6-0101 FAX 08514-6-0683